# 奈良市公報

号外第 12 号 令和3年10月条例等

令 和 4年 10月 21日 発 行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長

			目 次	
			条    例	
月	日	番号	件 名	主管
10	6	28	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例	産業政策課、農政課
10	6	29	奈良市税条例等の一部を改正する条例	市民税課、資産税課
10	6	30	奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例	障がい福祉課
10	6	31	奈良市子どもセンター条例	児童相談所設置推進 課
10	6	32	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部 を改正する条例	子ども政策課
10	6	33	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する 条例	地域教育課
10	6	34	奈良市火葬場条例	斎苑管理課
10	6	35	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部	建築指導課
			を改正する条例	
10	6	36	大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄	西大寺駅周辺整備事
			西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改	務所
			正する条例	
10	6	37	奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の一部を	一条高等学校
			改正する条例	
			規則	
月	日	番号	件名	主管
10	8	33	奈良市食育推進会議規則の一部を改正する規則	農政課
10	8	34	奈良市起業家支援事業審査委員会規則	産業政策課
10	8	35	奈良市企業立地促進事業審査委員会規則	産業政策課
10	8	36	奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規	障がい福祉課
			則	
10	8	37	奈良市火葬場条例施行規則	斎苑管理課
10	8	38	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規	建築指導課
			則の一部を改正する規則	
10	20	39	奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅課

(金曜日)

# 奈 良 市 公 報

号外第 12 号

	(金曜日	1)	余 艮 巾 公 報	<b>号外第</b> 12 号
10	20	40	奈良市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の	人事課
			特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	
10	20	41	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
10	20	42	奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	保育所・幼稚園課
			告示	
月	日	番号	件 名	主管
10	1	535	奈良市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示	文化振興課
10	4	545	奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱	子ども育成課
10	20	575	奈良市高齢者施設等における換気設備設置事業補助金交付	介護福祉課
			要綱	
10	26	588	奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事	介護福祉課
			業補助金交付要綱の一部を改正する告示	
			公 営 企 業	
月	日	番号	件 名	主管
10	7	46	奈良市企業局における奈良市情報公開条例第5条第4項に	企業総務課
			規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱	
			消防	
月	日	番号	件 名	主管
10	1	3	奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令	消防局予防課
			教 育 委 員 会	
月	日	番号	件 名	主管
10	1	12	奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規	学校教育課
			則	
10	1	19	奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部	教育政策課
			を改正する告示	
10	19	13	奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則	一条高等学校
			の一部を改正する規則	
			正誤表	
			正誤表	

**%** 

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

例

#### 奈良市条例第28号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市食育推進会議の項中「奈良市食育推進会議」を「奈良市食育・地産地消推進会議」に、「推進に」を「及び地産地消の推進に」に改め、同部に次のように加える。

奈良市起業家支援事業審査	起業家支援事業の事業者の審査に関する事務
委員会	
奈良市企業立地促進事業審	企業立地促進事業の事業者の審査に関する事務
查委員会	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第29号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 18 条第 1 号中「扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加える。

第24条の2第1項第1号イ及びウ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号才及びカ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの。

第29条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第79条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第2号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

第96条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

第97条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

第97条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項に

(金曜日)

おいて同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第32条中「令和3年度分」を「(令和3年度分」に改める。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(令和2年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、奈良市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第60項」に改め、同条例第46条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第47条の3の改正規定中「第47条の3第4項」を「第47条の3第4項」を「第47条の3第4項」を「第47条の3第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項及び附則第4条第1項の改正規定中「及び附則第4条第1項」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中奈良市税条例第24条の2第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
  - (2) 第1条中奈良市税条例第14条第2項、第18条第1号及び第29条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
  - (3) 第1条のうち奈良市税条例附則第10条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日(市民税に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第24条の2第1項第1号の規定は、 所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定 する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の奈良 市税条例第24条の2第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第30号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例(昭和59年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条中「の各号」を削る。

第11条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第15条中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第16条中「の各号」を削る。

第19条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項本文中「利用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「定める利用料」を「規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料金」に改め、同条第2項中「利用料」を「利用料金」に改め、同条第4項中「利用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「市長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により」に、「利用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第12条第3項の規定は、第1項の利用料金について準用する。

第20条第1項及び第21条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第22条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表第2の1の表中「その利用料」を「その利用料金の上限」に改め、同表中「応ずる利用料」を「応ずる利用料金」に改め、同表備考中「利用料」を「利用料金」に改め、同表の2の表中「利用料」を「利用料金の上限」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市子どもセンター条例をここに公布する。

令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第31号

奈良市子どもセンター条例

(目的及び設置)

- 第1条 子ども及びその家庭等に対し、基礎的な地方公共団体として子どもの身近な場所における福祉に関する支援を行うとともに、専門的な知識及び技術に基づいた対応等を行うことにより、児童福祉施策を一貫して実施することで子どもに対する支援の充実を図り、もって子どもの安心及び安全の確保並びに健やかな成長に寄与するため、子どもセンター(以下「センター」という。)を設置する。
- 2 センターは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所とする。 (名称、位置及び所管区域)
- 第2条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

	11111	2 T = 72 I B 1 2 T = 1	/ • 0	
名	称	位	置	所管区域
奈良市子ども	センター	奈良市柏木町 263 番地の 2		奈良市一円

(業経)

- 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 児童福祉法に基づく児童相談所の業務
  - (2) 子ども及び妊産婦の福祉に係る実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援に関する業務
  - (3) 子どもの発達に係る相談業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (委任)
- 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

号外第 12 号

(金曜日)

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (奈良市子ども発達センター条例の廃止)
- 2 奈良市子ども発達センター条例(平成23年奈良市条例第23号)は、廃止する。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第32号

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例 (奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表春日保育園の項及び大宮保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立富雄第三幼稚園の項及び奈良市立三碓幼稚園の項を削る。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第33号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例(平成15年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。 別表右京バンビーホームの項を削り、神功バンビーホームの項を次のように改める。

ならやまバンビーホーム 奈良市神功二丁目1番地 ならやま小学校内

別表月ヶ瀬バンビーホームの項中「奈良市月ヶ瀬尾山 2,350番地の 1」を「奈良市月ヶ瀬尾山 2,551番地」に改める

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表月ヶ瀬バンビーホームの項の改正規定は、公布の日から施行する。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市火葬場条例をここに公布する。

令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第34号

奈良市火葬場条例

奈良市火葬場条例(昭和43年奈良市条例第44号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市に、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場(以下「火葬場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

## 奈 良 市 公 報

号外第 12 号

名	称	位	置
奈良市斎苑	旅立ちの杜	奈良市横井町	924番地11

(事業)

- 第3条 火葬場においては、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 火葬に関すること。
  - (2) 遺体保管に関すること。
  - (3) 葬儀に係る施設の提供に関すること。
  - (4) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者)

- 第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる火葬場の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
  - (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 火葬場の使用許可及び使用制限に関すること。
  - (3) 火葬場の施設及び附属設備(以下「施設等」という。) の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。
- 2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、火葬場を管理しなければならない。 (開場時間)
- 第5条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間 を変更することができる。

(休場日)

- 第6条 火葬場の休場日は、1月1日から1月3日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、感染症予防上その他特に必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休場し、又は開場することができる。

(使用許可)

- 第7条 火葬場のうち火葬炉、待合室、遺体保管室、多目的室又は動物炉を使用しようとする者は、あらかじめ指定 管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。
- 2 前項の場合において、待合室、遺体保管室及び多目的室は、火葬炉(動物炉を除く。)を使用する者に限り、使用を許可されるものとする。
- 3 指定管理者は、前2項の許可に際し、火葬場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 (使用の不許可)
- 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしてはならない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用許可の変更等)

- 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、 又は使用の許可を取り消すことができる。
  - (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
  - (2) 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。
  - (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の許可の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 火葬場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければなら

ない。

(使用料の減免)

- 第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。 (使用料の環付)
- 第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 (使用者の義務)
- 第13条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。 (特別の設備等)
- 第14条 使用者は、火葬場の使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。
- 3 使用者は、前2項に規定する設備をした場合は、火葬場の使用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原 状に復さなければならない。
- 4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを執行し、その費用を使用者から 徴収することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、火葬場を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。 (損害賠償)

- 第16条 使用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- 2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

- 第17条 使用者は、火葬場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
  - (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
  - (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
  - (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
  - (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

- 第 18 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又は その他の必要な措置をとることができる。
  - (1) 伝染性疾患があると認められる者
  - (2) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
  - (3) 前2号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者 (委任)
- 第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 別表 (第10条関係)

, ,, ,		1.9						
	5	$\wedge$	H4	<del>/</del>		金	額	
	<u>X</u>	ガ	単	位	市	内	市	外
						F.		円
	遺体の火葬	大人	1 体に	つき		10,000		100,000
		小人	1 体に	つき		5,000		50, 000

·— - · ·		***	1111	
	死産児	1 胎につき	2, 500	25, 000
その他の火葬	人体の一部分	4キログラム以	1, 250	12, 500
	及び胞衣産	内 1 個につき		
	褥 汚物の類			
待合室 (大) の	<del></del> 使用	2 時間以内	6, 000	18, 000
待合室(小)の	使用	2 時間以内	3, 000	9, 000
遺体保管室の使	用	24 時間以内	1,000	3, 000
		1 棺につき		
多目的室の使用		2 時間以内	10, 000	30, 000
動物の火葬		10 キログラム以	4,000	20, 000
		下		

#### 備考

- 1 「市内」とは、死亡者(遺体の火葬の区分のうち死産児にあってはその父又は母、その他の火葬の区分にあっては申請者、動物の火葬の区分にあっては飼養し、又は保管した者)が市内に住所を有するときをいい、「市外」とは、それ以外のときをいう。
- 2 遺体の火葬の区分における「小人」とは、満12歳以下の者をいう。
- 3 その他の火葬の区分において、4 キログラムを超過して使用する場合の使用料は、その超過する重量 1 キログラム (1 キログラム未満は、1 キログラムとする。) につき、市内にあっては 250 円、市外にあっては 2,500 円とする。
- 4 待合室、遺体保管室又は多目的室を使用時間を超過して使用する場合の使用料は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 待合室 (大) の使用 その超過する時間 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。以下同じ。) につき、市内にあっては 2,000 円、市外にあっては 6,000 円
  - (2) 待合室(小)の使用 その超過する時間1時間につき、市内にあっては1,000円、市外にあっては3,000円
  - (3) 遺体保管室の使用 その超過する時間 24 時間 (24 時間未満は、24 時間とする。) につき、市内にあっては 1,000 円、市外にあっては 3,000 円
  - (4) 多目的室の使用 その超過する時間 1 時間につき、市内にあっては 5,000 円、市外にあっては 15,000 円
- 5 多目的室を使用する場合において、祭壇を貸し出すときは、市内にあっては 5,000 円、市外にあっては 15,000 円を加算する。
- 6 動物の火葬の区分における「動物」とは、愛玩を目的に飼育されたものその他これに準じるものをいう。
- 7 動物の火葬の区分における重量は、棺等を含めた全体の重量とする。
- 8 動物の火葬の区分において、10 キログラムを超過して使用する場合の使用料は、その超過する重量 5 キログラム (5 キログラム未満は、5 キログラムとする。) につき、市内にあっては 2,000 円、市外にあっては 10,000 円とする。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第35号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和 58 年奈良市条例第 30 号)の一部を次のように改正する

第8条第1項中「している者」を「しようとする者、建築している者又は建築した者」に改める。

第9条の見出しを「(建築中止命令等)」に改め、同条中「しようとする者」の次に「、建築している者若しくは建築した者」を加え、「命ずる」を「命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要

な措置を講じることを命じる」に改める。

第13条第1項中「建築中止命令」を「命令」に、「6月以内」を「6月以下」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。

(経渦措置)

2 この条例の施行の際、現に建築されているラブホテル及びぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定は、適用しない。

(令和3年10月6日掲示済)

大和都市計画事業 (奈良国際文化観光都市建設事業) 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第36号

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大和都市計画事業 (奈良国際文化観光都市建設事業) 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例 (昭和 63 年奈良市条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第3条中「西大寺国見町二丁目」の次に「、西大寺国見町三丁目」を、「菅原町」の次に「、菅原東一丁目」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年10月6日掲示済)

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市条例第37号

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例(昭和61年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。 題名及び第1条中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第2条第1項の表を次のように改める。

区	分	授 業 料	入 学 料	入学考査料
		円	円	円
高等学校	市内生	年額 102,000	5, 650	2, 200
	市外生	年額 118,800	56, 400	
高等学校附	属中学校			2, 200

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第 1項の表の規定(高等学校の入学料に係る部分に限る。)は、令和4年4月1日以後に高等学校に入学、転学又は編 入学をする者に係る入学料から適用する。
- 3 令和4年度において高等学校の第2学年及び第3学年に在学することとなる者並びに令和5年度において高等学校の第3学年に在学することとなる者に係る入学料については、新条例第2条第1項の表高等学校の項中「56,400」

号外第 12 号

(金曜日)

とあるのは、「5,650」とする。

(令和3年10月6日掲示済)

規則

奈良市食育推進会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第33号

奈良市食育推進会議規則の一部を改正する規則

奈良市食育推進会議規則(平成27年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市食育・地産地消推進会議規則

第1条中「奈良市食育推進会議」を「奈良市食育・地産地消推進会議」に改める。

第2条第1号中「食育推進計画」を「食育・地産地消推進計画」に改め、同条第2号中「食育推進」を「食育及び 地産地消の推進」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に奈良市食育推進会議の委員である者は、この規則による改正後の奈良市食育・地産地 消推進会議規則第3条第2項の規定により、奈良市食育・地産地消推進会議の委員として委嘱されたものとみな す。この場合において、当該委員の任期は、奈良市食育推進会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(令和3年10月8日掲示済)

奈良市起業家支援事業審査委員会規則をここに公布する。

令和3年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第34号

奈良市起業家支援事業審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市起業家支援事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 経営経験を有する者又は産業分野に精通する者
  - (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。 (会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席等)
- 第6条 委員長は、必要があると認める場合は、関係者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、産業政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年10月8日掲示済)

奈良市企業立地促進事業審査委員会規則をここに公布する。

令和3年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第35号

奈良市企業立地促進事業審查委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市企業立地促進事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 専門的知識を有する者
  - (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の審査が完了した日までとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。(会議)
- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席等)
- 第6条 委員長は、必要があると認める場合は、関係者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

- 第7条 委員は、選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。 (報告)
- 第8条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、産業政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年10月8日掲示済)

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第36号

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市総合福祉センター条例施行規則(昭和59年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削る。

第11条の2中「とする。」を「と読み替えるものとする。」に改める。

第 14 条の見出しを「(設備等の利用料金の上限)」に改め、同条中「のとおり」を「に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」に改める。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第6号様式中

ı	住 所	,	性 別 男 女	を	
Γ				_	
	住 所			に改める。	
別	記第7号様式	中		J	
٢			1	男	
	住		性別	女	を
Γ					J
	住 彦	-			に改める。
,					

(金曜日)

号外第 12 号

別記第9号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「利用料」を「利用料金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市総合福祉センター条例施行規則別記第 1 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式及び第 9 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(令和3年10月8日掲示済)

奈良市火葬場条例施行規則をここに公布する。

令和3年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第37号

奈良市火葬場条例施行規則

奈良市火葬場条例施行規則(昭和43年奈良市規則第59号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、奈良市火葬場条例(令和3年奈良市条例第34号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可等の申請)

- 第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を指 定管理者に提出しなければならない。この場合において、第1号又は第2号に該当するときは、墓地、埋葬等に関 する法律(昭和23年法律第48号)第8条の火葬許可証を添付しなければならない。
  - (1) 遺体 (死産児を除く。) を火葬する場合 火葬場使用許可申請書 (別記第1号様式)
  - (2) 死産児を火葬する場合 火葬場使用許可申請書(死胎用)(別記第2号様式)
  - (3) 前2号以外のものを火葬する場合 火葬場使用許可申請書兼許可証(その他の焼却)(別記第3号様式)
  - (4) 動物を火葬する場合 火葬場使用許可申請書兼許可証(動物炉)(別記第4号様式)
- 2 火葬場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとする場合は、指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可証等の交付等)

- 第3条 指定管理者は、火葬場の使用を許可した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を交付するものとする。
  - (1) 遺体(死産児を除く。) を火葬する場合 火葬場使用許可証(別記第5号様式)
  - (2) 死産児を火葬する場合 火葬場使用許可証(死胎用)(別記第6号様式)
  - (3) 前2号以外のものを火葬する場合 火葬場使用許可申請書兼許可証(その他の焼却)
  - (4) 動物を火葬する場合 火葬場使用許可申請書兼許可証 (動物炉)
- 2 指定管理者は、許可に係る事項の変更を許可した場合は、火葬場使用変更許可証を交付するものとする。 (業務取扱等)
- 第4条 使用者は、遺体又はその他の焼却物(動物を含む。以下これらを「遺体等」という。)に前条第1項の火葬場使用許可証及び同条第2項の火葬場使用変更許可証(以下「使用許可証等」という。)を添えて係員に引き渡さなければならない。
- 2 火葬は、火葬場に遺体等が到着した順序によって行う。ただし、指定管理者が感染症予防上その他特に必要と認めたときは、その順序を変更することができる。

(焼骨等の引取り)

- 第5条 使用者は、指定管理者が指定する時刻までに遺体等(動物を除く。以下この項において同じ。)及び遺体等とともに火葬に付されたもの(以下「焼骨等」という。)を引き取らなければならない。ただし、使用者が誓約書(別記第7号様式)により焼骨等の引取りをしない旨の申出をした場合は、この限りではない。
- 2 指定管理者は、前項本文の規定により指定する時刻までに焼骨等の全部又は一部の引取りがない場合は、当該焼

骨等を処分することができる。この場合において、使用者、遺族及びその関係者は、異議を申し立てることができない。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、使用許可証等の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

- 第7条 条例第11条の規定により使用料を減免する場合及びその減免の額は、次のとおりとする。
  - (1) 行旅死亡人のため使用する場合 全額
  - (2) 奈良市保健所内で死亡した動物のために使用する場合 全額
  - (3) その他市長が特に必要と認めた場合 その都度定める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書(別記第8号様式)にその事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合、火葬場使用料減免決定通知書(別記第9号様式)を交付するものとする。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記 第1号様式(第2条関係)

## 火葬場使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

申	請	者	住	
			<ul><li>ありがな</li><li>氏 名</li></ul>	
			電話番号	
			死亡者との続柄	

奈良市火葬場条例及び奈良市火葬場条例施行規則を厳守することを誓約し、同規則第2条第1項の規定により次のとおり火葬場の使用を申請します。 なお、収骨(骨あげ)後の残骨灰の取扱いについては、指定管理者に委任します。

死体火葬許可証						年	J	]	В		第		7	ユ. ブ			
死	住			所													
96	100000000000000000000000000000000000000	)	が	な													
	氏			名													
	性			別		男	1	] 1	ζ.								
亡	生 年	Ξ.	月	日		年		月		日	(	歳)					
	死亡	年	月日	時		年		月		日	時		分				
	死 亡	の	場	所													
<b>⇒</b> z.	死			因		感染症		] 4	その化	<u>11</u>							
者	収 骨	0)	希	望		あり			なし	,							
1/1:	火	葬		炉		年	月		日		時	分~	J	+	<b></b> 异炉		
施設は	遺体	保	管	室	□なし	□あり→	年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分	
使用	待	合		室	□なし	□あり→	年	月	日	時	分~	時	分				
時	多	1	的	室	□なし	□あり→	年 □祭			時	分~	時	分				

(申請者は、以下の欄には記入しないでください。) ——

第2号様式(第2条関係)

## 火葬場使用許可申請書 (死胎用)

年 月 日

(宛先) 指定管理者

申	請	者	住 所	
			ふりがな 氏 名	
			電話番号	
			死亡者との続柄	

奈良市火葬場条例及び奈良市火葬場条例施行規則を厳守することを誓約し、同規則第2条第1項の規定により次のとおり火葬場の使用を申請します。 なお、収骨(骨あげ)後の残骨灰の取扱いについては、指定管理者に委任します。

死 胎	火葬許可証		年	月	日	第	-5	<u>.</u>
死	父母の本籍							
)L	父母の住所							
	ふりがな							
	父母の氏名							
亡	妊 娠 週 数	妊娠	週					
	分べん年月日時		年	月	1	日	時	分
± <b>v</b> .	分べんの場所							
者	収骨の希望	□ あり			なし			

旃	火		葬		炉		年	月		日		時	分~		F	上炉	
施設使用	遺	体	保	管	室	□なし	□あり→	年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分
	待		合		室	口なし	□あり→	年	月	日	時	分~	時	分			
時	多	E		的	室	□なし	□あり→	年	月	日	時	分~	時	分			
	39			מח	=		1	□祭↓	亶利,	用							

----- (申請者は、以下の欄には記入しないでください。) -----

火葬場使用許可申請書兼許可証 (その他の焼却)

年 月 日

(宛先) 指定管理者

申	請	者	住 所	
			ふりがな	
			氏 名	
			電話番号	

奈良市火葬場条例及び奈良市火葬場条例施行規則を厳守することを誓約し、同規則第2条第1項の規定により次のとおり火葬場の使用を申請します。 なお、収骨(骨あげ)後の残骨灰の取扱いについては、指定管理者に委任します。

0.00	340	, ./^	. 1.7	(11 0	,,,,,	12	/2/11	0	74KIX (C	-,	. 10.	111/1	пт	11-21		0		
	火	[		人作	本の-	一部	分											
	葬	[		えなる 胞イ	さんじょ	· 溽汚	物											
	の 種	重				量						2	キロク	ブラム				
	別	収	骨	の	希	望			あり			な	L					
	施	火		葬		炉			年	月		日		時	分	~	号炉	
8	設使	待		合		室	口な	し	□あり→	年	月	日	時	分~	時	分		
	用 日 時	多	E	l	的	室		L	□あり→		月壇利	日用	時	分~	時	分		
							- (申請	青者!	は、以下の欄	には	記入し	たい	でく	ださい。	) —			
3-	上記申	請し	こつ	いて	こ許可	可し	ます。						許可	番号	第	号		
	9	年		月		ļ	3		指定管理	者								
	<火	〈葬幸	执行	日時	寺>													
		年		月	]		日	午	前・午後		時		分					
使	用	条	:	件														
特	記	事		項														

	第2条、	は芸	1月/出 田 =	ケゴ山津	書兼許可証 ( !	新 (大型 )/三 `	\			
		八新	场使用市	十円甲酮	与 <b>邢</b> 計刊証(!	1117070円	)	/T	п	
(宛先) 指	旨定管理者	<u>~</u>						午	月	
(7274) 11	1/2 1/21	•		申請者	きません 所					
					電話番号					
		)使用を申請		XII-			`			_
火			□ 犬	□ 3曲 	□その他(		)			_
葬	重量(棺	を含む。)			キログラ	ム				
の										
種別	備	考								
,,,,										_
			(申請者は、	以下の欄には	記入しないでくださ	い。) —				
	-+-			以下の欄には	Action (Control of Control of Con					_
上記申		て許可し	ます。		Action (Control of Control of Con	い。) — 号 第				
上記申		て許可し			Action (Control of Control of Con					
上記申		て許可し 目 目	ます。		Action (Control of Control of Con					_

第5号様式(第3条関係)

## 火葬場使用許可証

許可番号

 第
 号

 年
 月

 日

奈良市火葬場条例第7条第1項の規定により、次のとおり使用を許可します。

指定管理者

													9000000000	77.09	020-07					
申	住				所															
請	Š	り		が	な															
者	氏				名															
死	本				籍															
	住				所															
	Š	ŋ		が	な															
	氏				名															
	性				別		男			] 3	女									
亡	生	年		月	日			年		月		日	(		歳)					
	死	亡年	E J	日	時			年		月		日		時		分				
	死	亡	の	場	所															
- Mark	死				因		感染症	£		] 2	その作	也								
者	収	骨	の	希	望		あり				なし									
施	火		葬		炉		年		月		日		時		分~		長	炉		
設使	遺	体	保	管	室	□なし	□あり	$\rightarrow$	年	月	日	時	分~	_ ,	年	月	日	時	分	
用	待		合		室	□なし	□あり	$\rightarrow$	年	月	日	時	分~	_	時	分				
時	多	目		的	室	□なし	口あり		年 二祭5		日田	時	分~	٠	時	分				
								al.	一宗	置不り	111									
使	用		条		件															
特	記		事		項															

第6号様式(第3条関係)

# 火葬場使用許可証 (死胎用)

許可番号

第 号

年 月 日

奈良市火葬場条例第7条第1項の規定により、次のとおり使用を許可します。

指定管理者

	申	住				所														
		ふ	り		が	な														
	請					•••••				•••••										
	者	氏				名														
	死	父	母	の	本	籍														
		父	母	の	住	所														
		\$	り		が	な														
	en e	父	母	Ø	氏	名														
	亡	妊	娠	ξ	週	数	ţ	任娠	ŧ	j	週									
		分	べん	年	月日	時				4	年	J	1	ŀ	1	時		分		
		分	ベノ	20	) 場	所														
	者	収	骨	の	希	望	[		あり				なり							
	1/1:	火		葬		炉			年		月		日		時	分~	J.	長	- 炉	
1	施設使	遺	体	保	管	室	口なり	L	□あ	$\mathfrak{h} \rightarrow$	年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分
	用日	待		合		室	口なり	L	口あ	$0 \rightarrow$	年	月	日	時	分~	時	分			
	時	多	目		的	室	口なり	l	□あ		年□祭:			時	分~	時	分			
使		用		条		件														
特	-	記		事		項														

第7号様式	(第5条関係)
(その1)	

誓約書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

私は、下記の火葬に当たり、焼骨(遺骨)の引取りは行いません。 そのため、焼骨についてはいかなる事由が生じても、引渡しの請求や異議申立てをしないことを 誓約します。

記

死 体	火 葬 許 ፣	可 証	年	月	日	第	号
死亡者	氏	名					
者	生 年 月	日					
火	葬	日					

----(申請者は、以下の欄には記入しないでください。)----

	· -			-					
(その2)									
		誓	約	書	(死胎用)		年	月	日
(宛先)	指定管理者								
			申	請者	住 所				_
					電話番号				
					死亡者との続柄				
私は、 そのた 約します	下記の火葬に当たり、焼ため、焼けため、焼けため、焼骨についてはいか;	骨(遺 なる事	貴骨) 事由が	の引取り 生じても	は行いません。 、引渡しの請求や異議	蹇申立てを	しない	いことを	:誓

記

E 胎	火	葬	許	可	証	年	月	日	第	号
\$	ŋ		水		な					
父	士	の	氏	; 4	名					

-----(申請者は、以下の欄には記入しないでください。) -----

(金曜日)

ム 作田 日 /	<b> </b>		フノビ
(その3)			
	誓 約 書 (その他の焼却用)		
		年 月	日
(宛先	:)指定管理者		
	申 請 者 住 所		
	ありがな 氏 名		_
	電話番号		
<b>#1</b> 14	- 下記の心帯に坐をり		
松 は その 約しま	な、下記の火葬に当たり、焼骨(遺骨)の引取りは行いません。 のため、焼骨についてはいかなる事由が生じても、引渡しの請求や異議申立てを にす。	としないことを誓	T.
ボソしょ			
	記		$\neg$
MCO 25 COMME	許可番号 年 月 日 第 号		_
火葬	□ 人体の一部分		
の種	□ 胞衣産褥汚物		٦
別	口 配外医两行物		
(注)	――――――――――――――――――――――――――――――――――――		_

第8号様式 (第7条関係) (その1)

## 火葬場使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申	請	者	住 所	
			ふりがな 氏 名	
			Д 4	
			雪託来早	

奈良市火葬場条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

	死	住	所又り	は死亡	地												
	, _	氏			名												
	亡	生	年	月	日												
		死	亡年	月日	時												
	者	備			考												
遺	体		保	管	室	□なし	□あり→	年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分
減	免		申	請	額						F.	J					
減	免	申	請	理	由												
添	,	付	1	÷	類												

---(申請者は、以下の欄には記入しないでください。)------

17	n	0	3
1-	0)	1	

## 火葬場使用料減免申請書 (死胎用)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市火葬場条例施行規則第6条第2項の規定により次のとおり使用料の減免を申請します。

15																		
	死	父	母(	の本	籍													
	<i>)</i> L	父	母(	の住	所													
		\$	り	が	な													
	亡	父		の氏	名													
	_b	分	娩 年	月日	時			年	F	]	E	l	時		分			
	者	分	娩(	の場	所													
遺	体		保	管	室	□なし	□あり-	→ 年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分	
減	免	申	請	理	由													
添		付	1	書	類													

------(申請者は、以下の欄には記入しないでください。)-----

(金曜日)	奈良市公報	号外第 12 号
	(その3)	
	火葬場使用料減免申請書 (動物炉)	
		年 月 日
	(宛先) 奈良市長 申 請 者 住 所	
	申 請 者 住 所	
	電話番号	
	奈良市火葬場条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。	1
	動物種別□犬□猫□その他()	
	葬 重量(棺を含む。) キログラム	
	の 種 備 考	
	別	
	減 免 申 請 額 円	
	減 免 申 請 理 由	
	19K 元 中 明 社 山	
	添付書類	
	(申請者は、以下の欄には記入しないでください。)	
	(注) 余白に事務処理欄を記載する。	

第9号様式 (第7条関係) (その1)

## 火葬場使用料減免決定通知書

 許可番号
 第
 号

 年
 月
 日

年 月 日付で申請のあった火葬場使用料減免申請について、奈良市火葬場条例第11条の規定により次のとおり決定します。

奈良市長

	申	住			所												
	請	Š	ŋ	が	な												
	者	氏			名												
	死	住	所又!	ま死 [	上地												
		氏			名												
	亡	生	年	月	日												
		死	亡年	月日	時												
	者	備			考												
遺	体		保	管	室	□なし	□あり→	年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分
減	免		決	定	額						F.	l					
減	i i	免	理	Į.	由												

―(申請者は、以下の欄には記入しないでください。)―

(その2)

# 火葬場使用料減免決定通知書 (死胎用)

許可番号 第 号 年 月 日

年 月 日付で申請のあった火葬場使用料減免申請について次のとおり決定します。

奈良市長

	申	住			所												
	請	Š	ŋ	が	な												
	者	氏			名												
	死	父	母	の本	: 籍												
	<i>7</i> L	父	母	の住	所												
	t.	ふ	り	が	な												
	L	父	母	の氏	: 名												
		分	娩生	F 月 I	日時			年	J	]	F	1	時		分		
	者	分	娩	の場	,所												
遺	体		保	管	室	□なし	口あり	→ 年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分
減	免		決	定	額						F.	1					
減	1	免		理	曲												

-----(申請者は、以下の欄には記入しないでください。)-----

(その3)

## 火葬場使用料減免決定通知書 (動物炉)

許可番号 第 号 日 日

年 月 日付で申請のあった火葬場使用料減免申請について、奈良市火葬場条例第11条の規定により次のとおり決定します。

											奈良市	長
申		住			所							
請		Š	り	が	な	 	 					
者		氏			名							
火		動	物	種	別	犬	猫	□その他	(	)		
葬		重量	(棺を	を含む。	)			+	ログラム			
の												
種		備			考							
別		VII3			- 3							
減	免	ì	央	定	額				円			
減	免	申	請	理	曲							

----(申請者は、以下の欄には記入しないでください。) ---

(注) 余白に事務処理欄を記載する。

(令和3年10月8日掲示済)

(金曜日)

## 奈 良 市 公 報

号外第 12 号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第38号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則(昭和58年奈良市規則第54号)の一部を次のように 改正する。

第8条の見出しを「(建築中止命令等)」に改め、同条中「建築中止命令は、建築等中止命令書」を「建築中止命令等は、建築中止等命令書」に改める。

別記第1号様式、第4号様式及び第7号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。 別記第9号様式を次のように改める。 第9号様式(第8条関係)

建築中止等命令書

奈良市達 第 号

住所 (所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

次の建築物は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定に違反してい るので、同条例第9条の規定により、次のとおり措置することを命じます。

年 月 日

奈良市長 氏

名回

名				称	
所		在		地	
措	置	の	内	容	
根	拠		規	定	

(注) この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。 附則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

(令和3年10月8日掲示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第39号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。 氏名

別記録	第6号様式中「第1	18 条第 1	1項」を「第18条第1	項(奈良市改良住	宅条例第	5条第1項及び奈良市コミュニ	-テ
ィ住宅	条例第6条第1項	こおいて	準用する場合を含む。	)」に、			
Γ			Γ	住宅第	号		
第	号市営住宅第	号	た 氏名			- にみめ	

※名義人が自署してください。

電話 ( ) \_\_\_\_\_\_

「指し、「同居者」とは当該市営住宅に入居している方のうち入居者以外の方を」を削り、「、特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は寡婦若しくは寡夫(みなし寡婦及びみなし寡夫を含む。)の方がいる場合には、その旨」を「障害者若しくは特別障害者又はひとり親若しくは寡婦の方がいる場合、その旨を記入してください。また、退職や就職、雇用形態に変更があった場合もその旨」に、「、特別障害者又は特別障害者以外の障害者の方がいる場合には」を「障害者又は特別障害者の方がいる場合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年10月20日掲示済)

奈良市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第40号

奈良市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則 奈良市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年奈良市規則第39 号)の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年10月20日掲示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第41号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年6月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年10月20日掲示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第42号

	F奈良市規則第	則 547号)の一部を次のように改正する。 よる業務を目的とする施設以外の施設)中	
②企業主導型保育事業による運営費助成 (予定)の有無	有 · 無		を
②企業主導型保育事業による運営費助成 (予定)の有無	有 · 無		
③ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 · 無	(有の場合、その命令の内容)         事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令         その命令を行った都道府県等名及び年月日         ( : 年 月 日)	12. J
「認可外指導監督基準」を「認可外保育施	施設指導監督基	E準」に、	
「【②】 企業主導型保育事業による運営費 導型保育事業運営費助成決定通知書」		無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主 ください。	を
主導型保育事業運営費助成決定通知書	書」を後日添付し 、法第 59 条第 5	f無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業 てください。 項に規定する命令であり、法第 59 条の 2 に規定する業務を目	\Z ]
改め、同様式(法第6条の3第11項の	対定による	業務を目的とする施設)中	
② 子どもの預かりサービスのマッチン グサイトのURL			を 」
「② 子どもの預かりサービスのマッチン グサイトのURL			
② 設置者が過去に事業停止命令又は施 設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けた ことがある場合には、その命令の内容を 含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容)         事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令         その命令を行った都道府県等名及び年月日         ( : 年 月 日)	に、
「認可外指導監督基準」を「認可外保育施	<b>起</b> 設指導監督基	[準] に、	J
		る施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。	を 」
てください。ただし、施設自らのウェブ	サイトを利用し	る施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。 こ規定する命令であり、法第 59 条の 2 に規定する業務を目的とす	に
別記第23号様式(法第6条の3第1	1 項の規定に	よる業務を目的とする施設以外)中	
63 企業主導型保育事業による運営 費助成(予定)の有無	· 無		を

を

(金曜日)

63	企業主導型保育事業による運営 費助成 (予定) の有無	有	•	無		
	設置者が過去に事業停止命令又				(有の場合、その命令の内容)	13
64	は施設閉鎖命令を受けたか否か	有		無	事業停止命令・施設閉鎖命令	
<b>6</b>	の別(受けたことがある場合に	H		7777	その命令を行った都道府県等名及び年月日	
	は、その命令の内容を含む。)				: 年月日)	

「認可外指導監督基準」を「認可外保育施設指導監督基準」に、

- 「【⑧】 企業主導型保育事業による運営費助成 (予定) の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成 決定通知書」を後日添付してください。
- 「【⑧】 企業主導型保育事業による運営費助成 (予定) の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。
- 【⑩】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

改め、同様式(法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用)中

40	子どもの預かりサービスのマッ	
	チングサイトのURL	

١.					_
'	(10)	子どもの預かりサービスのマッ			
	(40)	チングサイトのURL			
4	41)	設置者が過去に事業停止命令又		(有の場合、その命令の内容)	
		は施設閉鎖命令を受けたか否か	有 · 無	事業停止命令 · 施設閉鎖命令	に、
		の別(受けたことがある場合に		その命令を行った都道府県等名及び年月日	
		は、その命令の内容を含む。)		( 年月日)	

「認可外指導監督基準」を「認可外保育施設指導監督基準」に、

- 「【⑩】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。
- 【⑩】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。 (こ
  - 【④】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対する ものに限ります。

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市児童福祉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年10月20日掲示済)

(金曜日)

_		
告		<u>—</u>
		亦
		731

#### 奈良市告示第535号

奈良市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和3年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市文化振興補助金交付要綱(令和元年奈良市告示第 188 号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号を次のように改める。

(7) 次条に規定する補助対象経費の予算額に照らし、過去5年以内に申請に係る事業と同規模又はそれ以上の規模での実施実績がない事業(都市文化推進支援事業(国際発信型)に限る。)

第3条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第4条第3号の表中「300万円」を「240万円」に、「1,000万円」を「800万円」に改める。

第 5 条第 3 号中「(別記第 4 号様式)」の次に「(過去に事業実績がある場合に限る。)」を加える。

別記第1号様式中

- 「 □3 補助対象事業に係る前回の収支決算書(第4号様式) を
- 「□3 補助対象事業に係る前回の収支決算書(第4号様式) (過去に事業実施実績がある場合に限る。) に改める。

別記第2号様式中

前回開催年度	今年度	次年度	・た
			ے [

前回開催年度 (年度) 補助対象年度	次回 (予定 : 年度)	に改める。
--------------------------	-----------------	-------

別記第3号様式中

市補助金交付額(C)		
収入合計 (A) + (B) + (C)		

市補助金交付額 (C) (要望額・交付申請額) 収入合計 (A) + (B) + (C)

※市補助金交付額 (C) については、(D)-(A)の 1/2 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を上限とする。

に改める。

(35.451.7)	///		110		371713 == 3
別記第7号様式中	体名 団体	ガナ)	に、「有し、	ていないこと。」を	・「有している団
「 □3 補助対象事業に	係る前回の収支決算書 係る前回の収支決算書 短実績がある場合に限る。	(第4号様式)	」 を に改める。 」		
別記第9号様式中「準用 別記第10号様式中「くた 「 前回開催年度		-		2	
前回開催年度(年度)	補助対象年度	次回 (予定: 年	手度)	こ改める。	
別記第 11 号様式中 「 収入合計 (A) + (B) + (C) 「 収入合計					を
(A) + (B) + (C) ※市補助金交付額 (C) に 切り捨てた額) を上限 附 則 (施行期日)		2(1,000 円未満	の端数があると	:きは、これを 」	に改める。
1 この告示は、令和3年1 (経過措置) 2 この告示による改正後の 第3号様式まで及び別記 の交付について適用し、 3 この告示の施行の際 期	)奈良市文化振興補助金2 第 7 号様式から第 11 号 司日前に要望された補助	様式までの規定に 金の交付につい	は、この告示の ては、なお従前	)施行の日以後に要 前の例による。	望される補助金

# 

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱を次のように定める。

る用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年10月1日掲示済)

令和3年10月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 子ども等の見守り体制の強化を図るため、子ども等の状況把握及び支援活動を通じた見守りを行う民間団体に対し、予算の範囲内において奈良市子ども等の見守り強化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 子ども等 次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成20年奈良市告示第632号)第1条に規定する奈良市要保護児童対策地域協議会に同要綱第2条第1号に規定する支援対象児童等として登録されている児童及び特定 妊婦
    - イ 孤立、育児不安、経済的困窮、児童虐待その他の理由により市又は第3条第1号に規定する民間団体による 見守りを必要とする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)及び妊婦
  - (2) 支援活動 子ども等に対して地域で自主的に行う食事の提供、学習支援又は生活指導支援等の活動をいう。
  - (3) 見守り支援 子ども等の居宅を訪問するなどし、子ども等の状況の把握及び支援活動を通じた見守りを行うことをいう。

(補助対象団体)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。
  - (1) 市内で自主的に子ども等に対し支援活動を実施する民間団体であること。
  - (2) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
  - (3) 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。 以下同じ。)に該当する団体(団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合は、暴力団等 に該当する団体とみなす。)でないこと。
  - (4) 市税の滞納がないこと。
  - (5) 申請の内容又はこれまでの活動の実績から、子育て支援及び子どもの保健福祉に関し市及び関係機関と適切に連携を図ることができると市長が認める団体であること。
  - (6) 本事業において政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を主たる目的としていないこと。 (補助事業)
- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援 事業費国庫補助金(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等(令和2年度補正予算分)分)交付要綱(令和2年5月22日付厚生労働省発子第0522第33号厚生労働事務次官通知)3(2)(ウ)に規定する支援対象児童等 見守り強化事業として補助対象団体が行う支援活動であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 支援活動を定期的に実施していること。
  - (2) 支援活動に係る利用料等は、無料又は食材等に係る実費等の低廉なものであること。
  - (3) 支援活動の実施に当たり、利用者の安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮していること。
  - (4) 本事業について国、地方公共団体等による他の補助金の交付や委託事業の受託を受けていないこと。
- 3 補助事業の実施に当たっては、次の各号のいずれの事項にも留意しなければならない。
  - (1) 関係法令等を遵守すること。
  - (2) 見守り支援において、事業を実施する者が子ども等の居宅等を訪問する際には、保護者の同意を得てから実施する等の配慮をすること。
  - (3) 見守り支援を行って把握した子ども等の状況や見守り支援の実績を市に定期的に報告すること。
  - (4) 市から子ども等に対し見守り支援を行うよう依頼があった場合には、できる限り協力すること。
- 4 子ども等の状況の把握に当たっては、対面を原則としつつ、感染症感染拡大防止等の観点から、ICT機器の通信手段を用いた状況確認も補助事業として認める。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。 (補助金の額)
- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から補助事業の実施に伴い生じる利用料等その他の収入の額を控除した額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1団体につき、1年度当たり500万円を上限とする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金 交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 団体等概要書(別記第2号様式)
  - (2) 事業計画書(別記第3号様式)
  - (3) 収支予算書 (別記第4号様式)
  - (4) 誓約書 (別記第5号様式)
  - (5) 個人情報保護に関する誓約書 (別記第6号様式)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項を調査し、補助金の交付の決定をしたときは、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に速やかに通知するものとする。
  - (1) 法令等に違反していないこと。
  - (2) 補助事業の目的、内容等が適正であること。
  - (3) 金額の算定に誤りがないこと。
- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請に係る全ての書類到達から 30 日以内(補正等の期間を除く。)に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 市長は補助金の交付について規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。
  - (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、遅滞なく、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
  - (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び 歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を 受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事 業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該 財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により市長が別に定める期間を経

過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 (申請の取下げ)

- 第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付申請取下書(別記第8号様式)により申請の取下げを行うことができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。 (補助事業の変更等)
- 第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき又は補助事業の中止若 しくは廃止をしようとするときは規則第11条に規定する補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書を市長に提出 し、その承認を受けなければならない。
- 2 第8条(第4項を除く。)の規定は、前項の規定による承認について準用する。 (事情変更による決定の取消し等)
- 第 11 条 市長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合、又は補助事業を遂行することができない場合(補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合においては、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
  - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第8条(第4項を除く。)の規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。 (報告)
- 第12条 補助事業者は、見守り支援の申込みを受け付けたときは、子ども等の登録簿(別記第10号様式)を作成し、 市長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、月ごとに活動報告書(別記第11号様式)を作成し、市長に報告しなければならない。
- 3 前2項の報告は翌月10日までに行わなければならない。 (実績報告)
- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の 完了の日から起算して1箇月経過した日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げ る書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また同様 とする。
  - (1) 収支決算書(別記第12号様式)
  - (2) 別表に係る経費の支出を確認できる領収書又は振込金受取書の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
  - (補助金の額の確定)
- 第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等の審査、及び領収書等根拠 資料の現地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査 し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第 15 条に規定する補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期等)

- 第 15 条 市長は、補助事業の完了後、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、規則第 17 条第 1 項ただし書の規定に基づき、補助事業の完了前に、補助金の交付決定額を限度として概算払をすること

- ができる。この場合においては、第 13 条の規定による実績報告により補助金の額が確定した後で補助金の精算を 行うものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、市長に奈良市子ども等の見守り強化事業概算払請求書(別記第13号様式)を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付決定取消通知書(別記第14号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 補助事業者及び事業の従事者(従事していた者を含む。)は、補助事業の実施に当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。事業終了後及びその活動を退いた後も、また同様とする。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第11条第3項の規定により、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年10月4日から施行し、同月1日以後に実施する補助事業に要した経費から適用する。 (令和3年度の補助金の額の特例)
- 2 令和3年度の補助金に係る第6条の規定の適用については、同条中「500万円」とあるのは、「250万円」とする。 別表 (第5条関係)

区分	内容
人件費(団体等の運営に係る職員	・居宅訪問や子ども等の状況把握等を行うスタッフの人件費等
の賃金や役員報酬を除く。)	・事務局機能の費用(支援開始の準備、食品、日用品の手配や子ども等
	の状況の管理等を行うスタッフの人件費等)
	・ボランティア保険等
通信運搬費	・居宅訪問や食品配送等に係る交通費、ガソリン代、レンタカー費用、
	配送料等
	・電話代、データ通信料等
賃借料	・ICT機器(パソコン、プリンター、タブレット等)のリース費用
	・食料品の保管場所や会場使用に関する経費
需用費(耐用年数が1年未満かつ1	・食料品や日用品、学習支援に必要な消耗品等の購入経費
件当たりの金額が2万円未満のも	・事業周知のためのチラシ作成費用
のに限る。)	
光熱水費	・食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費
その他経費	・職員等の能力向上のための研修講師謝礼、書籍購入費等
	・事業の趣旨に合致し、子ども等の状況把握のために特に必要がある
	と認められる経費

#### 備考

- 1 補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- 2 事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に関する経費、通常より著しく高額と判断される経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は対象外とする。

別記

第1号様式 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

(法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (1) 補助金の額 金 円
- 2 補助事業の開始予定日及び完了予定日 年 月 日~ 年 月 日
- 3 添付書類
- (1) 団体等概要書(別記第2号様式)
- (2) 事業計画書 (別記第3号様式)
- (3) 収支予算書(別記第4号様式)
- (4) 誓約書 (別記第5号様式)
- (5) 個人情報保護に関する誓約書 (別記第6号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式 (第7条関係)

#### 団体等概要書

1	団体名	※団体種別(法人格名称など)も必ず記入してください。
2	代表者名	
3	所在地	
4	連絡先	
5	設立年月日	年 月 日
6	団体組織・体 制	<ul><li>・役員名</li><li>・従業員名</li><li>・その他())</li></ul>
7	主な活動内容 と活動実績	※設立の経緯や、実施してきた活動について簡単に記入してください。また、当該事業に係る人に印を付した組織図を添付してください。
8	過去の補助実 績	
9	個人情報保護への取組	※事業実施に係るスタッフへの個人情報保護のための教育・指導方法、その 他団体としての取組について記入してください。
10	担当者連絡先	<ul><li>ふりがな</li><li>担当者名</li><li>住所 〒</li><li>電話</li><li>E-mail</li></ul>

#### (注意)

- ・団体等の規約・会則、役員名簿(役職名・住所の記載があるもの)を添付すること。
- ・活動内容が分かるチラシ等がある場合は添付すること。

第3号様式(第7条関係)

## 事業計画書

#### 1 団体が実施する支援活動の内容について

① 活動名称	
	□ 食事の提供(子ども食堂等)
	□ 食事の提供(宅食)
② 活動内容	□ 学習支援
	□ 生活指導支援
	※□欄に該当する内容をチェックしてください。
	※活動内容の概要を記載してください(適宜、行を追加して
	ください。)。
	※募集チラシ等があれば、それを別途添付しても構いませ
	$\lambda_{\circ}$

③ 活動地区			
④ 食事の提供(宅食)の	( ) 小学校区・( ) 中学校区・奈良市全域		
場合の提供範囲	※提供範囲を○で囲んでください。		
⑤ 食事の提供(宅食)の	111.444		
場合の1箇月の上限件数	世帯		
	(週・月 回実施)		
⑥ 活動頻度・活動日	→ (毎週 曜日実施)・ (毎月第 曜日実施)		
⑦ 登録人数	人		
⑧ 1回当たりの			
こどもの利用人数	人 ※1回当たりの平均的な利用人数をお書きください。		
	就学前児童 人、小学生 人、中学生 人、		
⑨ 利用者の内訳	高校生 人、その他( ) 人		
	※⑦の平均的な利用人数の内訳をお書きください。		
@ 和田女女也の士何	有・無 ※該当する方を○で囲んでください		
⑩ 利用者負担の有無	→有の場合:利用者負担額(1回あたり) 円		
⑪ 実施体制 (スタッフ	ı		
の人数)	<b>A</b>		
⑫ 活動開始時期	年 月		
③ 食事の提供(宅食)の活	<i>r</i>		
動開始時期	年 月		
⑭ 安全管理・衛生管理 (感			
染症や食中毒予防、防災等			
で配慮している内容)			
	•		

第4号様式(第7条関係)

収支予算書

(収入の部)		単位:円
項目	金 額	内 容
奈良市補助金	PI	
自己資金	円	
その他(	円	
合 計	円	

(支出の部) 単位:円

項目	金 額	内 容
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※行は適宜追加してください。

第5号様式 (第7条関係)

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住 所
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

誓約書

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項に相違ないことを誓約します。

記

- ・ 奈良市内で自主的に子ども等に対し支援活動を実施する民間団体であること。
- ・ 活動内容が公序良俗に反する団体でないこと。
- 本事業において政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 本事業について国、地方公共団体(市を含む。)等による他の補助金の交付や委託事業の 受託を受けていないこと。
- ・ 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)に該当する団体(団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する団体とみなす。)でないこと。
- ・ 奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱第3条第3号に該当するか否かの確認について、奈良警察署に対して照会が行われることについて同意すること。
- ・ 市税の滞納がないこと。
- ・ 市税の納入状況について、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱第3条第4号 に該当するか否か調査されることについて同意すること。

第6号様式(第7条関係)

## 個人情報保護に関する誓約書

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金の交付申請に当たり、下記事項について誓約します。

- 1 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用しない。事業終了後及びその活動を退いた後も、また同様とする。
- 2 補助事業の実施に当たっては、奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)を遵守 し、個人情報の保護に最善の努力を払う。
- 3 補助事業の実施に当たって取得又は保有した個人情報の漏えいを防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとる。
  - (1) 補助事業の実施に当たって、個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払う。
  - (2) 補助事業の実施に当たって、市から提供された個人情報並びに取得した個人情報は、市の承諾なくして方法の如何にかかわらず複製、複写又は持ち出しをしない。
  - (3) 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業の実施目的以外の利用をしない。
  - (4) 個人情報を取り扱う者を必要最低限の者に限定するとともに明確化し、及びアクセス制限等により 他の者がその情報に触れることができないよう措置する。
  - (5) 個人情報を取り扱う者に対し、適正な取扱いをするよう監督・教育する。また、補助事業の一部を 委託する場合、委託先を監督する。
  - (6) 補助事業の完了後、市から提供を受けた個人情報は、市の指示により保管を要するとされたものを除き、一切の個人情報を全て抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分し、その処分内容を書面により市に報告する。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告する。

年 月 日

(宛先)奈良市長

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

第7号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

奈良市長

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市子ども等の見守り強化事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

第8号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

(法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け奈良市指令子育第 号にて通知のあった奈良市子 ども等の見守り強化事業補助金の交付決定について、奈良市子ども等の見守り強 化事業補助金交付要綱第9条の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

第9号様式(第11条関係)

奈良市指令第 号 年 月 日

様

奈良市長

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金 事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け奈良市指令子育第 号にて交付決定した奈良市子ども等の見守り強化事業補助金について、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり 取消・変更 したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

第10号様式(第12条関係)

#### 登録簿( 年度)

枚のうちの 枚目

団体名

登録簿 番号	登録日	氏名	年齢	所属	支援対象児童等と判断する理由
1	年月日			1 就学前 2 小学校 3 中学校 4 その他()	
2	年月日			1 就学前 2 小学校 3 中学校 4 その他()	
3	年月日			1 就学前 2 小学校 3 中学校 4 その他()	
4	年月日			1 就学前 2 小学校 3 中学校 4 その他()	

※「年齢」については、当該年度の4月1日時点の年齢を記入ください。

※適宜、行を追加してください。

※支援対象児童等と判断する理由は、次の①~⑤ (いずれも疑い含む。) から選択(複数選択可) してください。その他の場合は、具体的に記載 してください。

①孤立 (家庭や学校等に居場所がない児童等) ②育児不安 (保護者等) ③経済的困窮 (就学援助世帯、児童扶養手当受給世帯) ④児童虐待 ⑤その他

第11号様式 (第12条関係)

枚のうちの 枚目

#### 活動報告書( 年 月分)

団体名

報告 番号	氏名	年齢	状況確認日	状況把握方法 ※該当するものを○で囲む	状況把握した内容(子ども等の様子や状況等)	備考
1			年月日	1食事の提供 (子ども食堂等) 2食事の提供 (宅食) 3学習支援・生活指導支援		
2			年月日	1食事の提供 (子ども食堂等) 2食事の提供 (宅食) 3学習支援・生活指導支援		
3			年月日	1食事の提供 (子ども食堂等) 2食事の提供 (宅食) 3学習支援・生活指導支援		
4			年月日	1食事の提供 (子ども食堂等) 2食事の提供 (宅食) 3学習支援・生活指導支援		
5			年月日	1食事の提供 (子ども食堂等) 2食事の提供 (宅食) 3学習支援・生活指導支援		

※適宜、行を追加してください。 ※「年齢」については、当該年度の4月1日時点の年齢を記入ください。 ※状況把握した内容は、特に気になる様子がない場合は記入を省略することが可能。

第12号様式(第13条関係)

収支決算書

(収入の部)		単位:円
項目	金額	内 容
市補助金	円	
自己資金	円	
その他(	円	
合 計	円	

(支出の部) 単位:円

項目	金 額	内 容
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※経費の支出を確認できる領収証の写し等を添付してください。

※適宜、行を追加してください。

(.	金曜	日	)
	元品田	$\vdash$	/

第13号様式(第15条関係)

年 月 日

(提出先) 奈良市長

所在地

団体名

代表者名

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金概算払請求書

年度の奈良市子ども等の見守り強化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 <u>金</u> 円
- 3 概算払を希望する理由

第14号様式(第16条関係)

 奈良市指令第
 号

 年
 月

 日

様

奈良市長

奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け奈良市指令第 号にて交付決定した奈良市子ども等の見守り強化事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

(令和3年10月4日掲示済)

#### 奈良市告示第575号

奈良市高齢者施設等における換気設備設置事業補助金交付要綱を次のように定める。 令和3年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市高齢者施設等における換気設備設置事業補助金交付要綱 (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の感染拡大に伴い、感染症に感染した場合に重症化する割合が高い高齢者等の安全を確保するため、介護施設等において、感染のリスクを低減する手段として有効である換気設備(窓を有さない居室等でも定期的に換気ができるような仕組みを有する設備をいう。以下同じ。)の設置に必要な経費について、予算の範囲内において奈良市高齢者施設等における換気設備設置に事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例(昭和47年奈良市条例第23号)及び奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「高齢者施設等」とは、次に掲げる施設をいう。
  - (1) 特別養護老人ホーム (老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。)
  - (2) 介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第28項に規定する介護 老人保健施設をいう。)
  - (3) 介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。)
  - (4) 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)
  - (5) 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)
  - (6) 認知症高齢者グループホーム (法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。)
  - (7) 小規模多機能型居宅介護事業所(法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)
  - (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)
  - (9) 有料老人ホーム(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、同項の規定による届出を行ったものをいう。)
  - (10)サービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項 に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。)
  - (11) 短期入所生活介護事業所(法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。)
  - (12) 短期入所療養介護事業所(法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条の2第8項に規定する 介護予防短期入所療養介護を行う事業所をいう。)

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に高齢者施設等を有し、及び運営する事業者であって、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税(法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。)を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱(平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)に規定する高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業の対象となる事業とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。
  - (1) 既に実施している事業である場合
  - (2) 他の補助制度により、当該事業の経費の一部又は全部に補助を受けている事業である場合

- (3) 土地の買収又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用 (補助対象経費)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費(これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。以下同じ。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等(高齢者施設等の換気設備の設置に必要な備品購入費(備品設置に伴う工事請負費及び運搬費を含む。)を含む。)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)とする。ただし、他の負担金又は補助金において別途補助対象とする費用を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業を行おうとする高齢者施設等の施設延べ床面積に4,000円を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金交付申請の添付書類)

- 第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 申請額算出内訳書(別記第1号様式)
  - (2) 事業計画書 (別記第2号様式)
  - (3) 誓約書 (別記第3号様式)
  - (4) 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

- 第8条 この要綱による補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 補助対象事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付することがあること。
  - (2) 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
  - (3) 補助対象事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
  - (4) 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
  - (5) 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに市長に報告すること。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - (6) 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について 証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受け た場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取 得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が 完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日 のいずれか遅い日まで保管すること。
  - (7) 補助対象事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う 契約手続の取扱いに準拠すること。

- (8) 事業者が、補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けないこと。 (完了実績報告の添付書類)
- 第9条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 精算額算出內訳書(別記第5号様式)
  - (2) 事業実績報告書 (別記第6号様式)
  - (3) その他市長が必要と認める書類 (その他)
- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。 附 則

この告示は、令和3年10月20日から施行する。

第1号様式 (第7条関係)

桖

點 图

 $\mathbb{H}$ 

뺄

額

艦

-

補助所要額 (単位:円) (CとHの少ない方の 補助所要額 対象経費実支 選定額 (FとGの少 ない方の額 Ι 出予定額 Ö  $(D \times E)$ 基準額 Ľ A欄には、換気設備設置事業費の額を記入すること。 整備面積 (m) 口 交付基礎単価 4,000 D (A-B)差引額 O 省附金その 他の収入額 B 総事業費 V

日欄、1 欄及び 1 欄には、1,000 日末満の端数が生じた場合は、これを切り拾てた額を記入すること。

B欄には、施設延べ床面積 (奈良市が必要と認めた面積)を記入すること。

」欄には、1欄と内示の額を比較していずれか低い額を記入すること。

1 2 6 4

(世

**- 59 -**

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

- 1 対象施設の概要
  - (1) 施設の名称及び所在地
  - (2) 施設の種類
  - (3) 事業の目的及び効果
  - (4) 設置主体及び経営主体
  - (5) 整備の状況

施設延べ床面積 (m²)

- 2 施設整備費に係る事業内容
  - (1) 施設の規模及び構造
    - ア 敷地面積 m<sup>2</sup>
    - イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
    - ウ 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
    - エ 建物の構造( 造 階建)
  - (2) 整備費内訳

ア	主体工事費	(補助対象)	円
1	主体工事費	(補助対象外)	円
ウ	小計		円
工	その他のエ	事費	円
才	合計		円
(3) 月	<b> </b>		
ア	補助金		円
1	寄附金		円

ウ 設置者負担金 円 (内訳) 一般財源(自己資金) 円 移行時積立金 円

借入(福祉医療機構) 円 借入(市中銀行・協調融資) 円

借入(市中銀行・その他) 円 借入( 円

エその他( ) 円

才 合計 円

- (4) 施工計画
  - ア 直営・請負の別
  - イ 契約 (予定) 年月日
  - ウ 着工 (予定) 年月日
  - 工 竣工 (予定) 年月日
  - 才 事業 (供用) 開始 (予定) 年月日
  - (5) その他参考事項

(添付書類)

- ア 工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書
- イ 平面図及び立面図
- ウ 各室ごとの面積を明らかにした表
- エ その他参考となる資料

第3号様式(第7条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 所 在 地 法 人 名 代表者名

は、奈良市高齢者施設等における換気設備設置事業補助金の交付申請に当たり、換気設備設置から処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまでの期間)を超えて施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者住所法人名代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市高齢者施設等における換気設備設置事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助 金返還相当額)

金円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第5号様式 (第9条関係)

精算額算出內訳書

(単位:円)

E欄には、換気設備設置事業の場合にあっては施設延べ床面積(奈良市が必要と認めた面積)を記入すること。 A欄には、換気設備設置事業費の額を記入すること。 2 (进)

J欄には、I欄と内示の額を比較していずれか低い額を記入すること (H欄、I欄及びJ欄は1,000円未満の端数が生じ た場合は、これを切り捨てる。)。 3

4 H欄、I欄及びJ欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

第6号様式(第9条関係)

事業実績報告書

- 1 対象施設の概要
  - (1) 施設の名称及び所在地
  - (2) 施設の種類
  - (3) 事業の目的及び効果
  - (4) 設置主体及び経営主体
  - (5) 整備の状況

施設延べ床面積 (m²)

円

- 2 施設整備費に係る事業内容
  - (1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)

ウ 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²

エ 建物の構造( 造 階建)

(2) 整備費内訳

才 合計

ア	主体工事費(補助対象)	F	円
1	主体工事費 (補助対象外)	F	円
ウ	小計	F	円
工	その他の工事費	F	円
才	合計	F	円
(3) 月	<b></b> 才源内訳		
r	補助金	Ī	円
イ	寄附金	F	円
ウ	設置者負担金	F	円
	(内訳) 一般財源(自己資金)		H
	移行時積立金		H
	借入(福祉医療機構)		H
	借入(市中銀行・協調融資)		P.
	借入(市中銀行・その他)		H
	借入(	)	H
工	その他(	)	円

- (4) 施工実績
  - ア 直営・請負の別
  - イ 契約年月日
  - ウ 着工年月日
  - 工 竣工年月日
  - 才 事業 (供用) 開始年月日
  - (5) その他参考事項 (添付書類)
  - ア 工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書
  - イ 平面図及び立面図
  - ウ 各室ごとの面積を明らかにした表
  - エ その他参考となる資料

(令和3年10月20日掲示済)

#### 奈良市告示第588号

奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金交付要綱(令和2年奈良市告示第501号)の一 部を次のように改正する。

題名中「・換気設備」を削る。

第1条中「陰圧室」を「簡易陰圧装置」に改め、「及び換気設備(窓を有さない居室等でも定期的に換気ができるような仕組みを有する設備をいう。以下同じ。)」及び「・換気設備」を削り、「平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知」を「平成26年9月12日付医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省保険局長通知」に改める。

第4条中「地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省保険局長通知)」を「管理運営要領」に改め、「・換気設備」を削る。

第5条中「及び換気設備」を削る。

第6条中「次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる交付基礎単価に同表の右欄に掲げる単位の数」を「4,320,000円に対象施設の定員数を50で除して得た数(その数に、小数点以下の端数があるときは、これを切り上た数)」に改め、同条の表を削る。

別記第1号様式中	「 □簡易陰圧装置 □換気設備 」	「又は整備面積	(m²)」、「又/	は換気設備設置事業費」	及び	「簡易陰圧装置設
置事業の場合にあって	こは」を削り、「50床	につき1台」を	「対象施設の	定員数を50で除して行	导た数	(小数点以下切り
上げ)」に改め、「、拗	<b>美気設備設置事業の場</b>	<b>場合にあっては整</b>	備した面積	(奈良県が必要と認め)	た面積	)」を削る。

別記第3号様式中「印」及び「・換気設備」を削る。

別記第2号様式中「又は換気設備整備面積 (m²)」を削る。

別記第4号様式中「・換気設備」を削る。

置事業の場合にあっては」を削り、「50 床につき1台」を「対象施設の定員数を50 で除して得た数(小数点以下切り上げ)」に改め、「、換気設備設置事業の場合にあっては整備した面積(奈良県が必要と認めた面積)」を削る。

別記第6号様式中「又は換気設備整備面積(m³)」を削る。

[KH 日]]

この告示は、令和3年10月26日から施行する。

(令和3年10月26日掲示済)

## 公 営 企 業

#### 奈良市企業局告示第46号

奈良市企業局における奈良市情報公開条例第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱を次のように定める。

令和3年10月7日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局における奈良市情報公開条例第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱 奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準について は、市長が管理する行政文書の開示請求に係る権利の濫用に関する基準の例による。 附則

### 奈 良 市 公 報

号外第 12 号

(金曜日)

この告示は、令和3年10月7日から施行する。

(令和3年10月7日掲示済)

消 防

#### 奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和 3 年 10 月 1 日

奈良市消防局長 東川洋志

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令 奈良市火災調査規程(平成11年奈良市消防局長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。 別記第4号様式を次のように改める。

4 号标	4 号様式(第 16 条、第 25 条、第 28 条関係)															
					質	問	調	書	(第	П	)					
		年	月		日	時		分頃	奈良	市					で	
発生	した火	災に・	ついて	C.	本職	は下	記の	者に	質問した	たとこ	ろ、	任意に	こ次のと	はおり	9	
10000011000	しまし									· ·		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	na i			
		月	F	7												
	1	71	,	1					所	屌						
									階級•	<b>八名</b>					Ø	
被	0.															
質	住			所						冒	<b>直話</b>					
問																
者	職業	(職)	・氏	名						午	В	日	生	(	)	盐
Н											/1	Н		(		MX
質	問	年	月	日		白	E	月	日	時		分から	時	分	まて	3
質	問	場	ř	所												

附則

号外第 12 号

(金曜日)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

(令和3年10月1日掲示済)

## 教 育 委 員 会

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月1日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

#### 奈良市教育委員会規則第12号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 第37条第1項第7号中「で年間を通じ10日以内の日」を削る。

附則に次の1項を加える。

(令和3年度における休業日の特例措置)

4 高等学校の令和3年度における第37条第1項第4号の冬期休業日については、同号の規定にかかわらず、12月29日から1月6日までとする。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(令和3年10月1日掲示済)

#### 奈良市教育委員会告示第19号

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和3年10月1日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱(平成24年奈良市教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

「団体名及び

別記第1号様式及び第4号様式中 代表者名

「団体名及び

に改める。

代表者名

\_

「団体名及び

「団体名及び

に改める。

第5号様式中 代表者名

印」を 代表者名

附則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(令和3年10月1日掲示済)

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年10月19日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

#### 奈良市教育委員会規則第13号

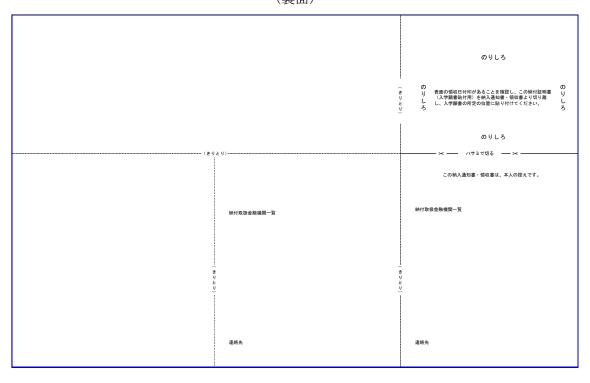
奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金曜日)	奈	良	市	公	報		号外第 12 号
奈良市立高等学校における授業料等は	こ関する	る条例	施行規	規則	(平成25年奈良	是市教育委員会規則第	第15号)の一
部を次のように改正する。							
題名及び第1条中「高等学校」の次に	「等」	を加え	える。				
第2条中「一条高等学校授業料納入通	知書(	別記算	第2号	羕式)	」の次に「又	スは口座振替の方法」	を加え、同
条に次の1項を加える。							
2 奈良市立高等学校附属中学校の入学 納入通知書(別記第4号様式)により					·条高等学校附	属中学校入学者選抜	入学考査料
別記第3号様式の次に次の1様式を加え		. D O o	<i>,</i>	·0 0			
がは日本ものうなよく。この、、これ、、これはよくをかける	∠ 'd) 0						

#### 奈 良 市 公 報

#### 第4号様式 (第2条関係) (表面) (注1) 年印の志願者「在指学校名」・「ふりがな」・「氏名」、「志願者氏名」、「保護者氏名」の計り箇所は必ずご記入ください。 (注2) 前期限 年 月 日までに、切り施さず下記の金融機関に他出し、納付してください。 (注3) 「一条高等学校開稿中学校入学を選進人学考証情付迄列書( 年度入学顧書施付用)」をハサミで切り取り、入学顧書の所定の位置に は4) 「一般時代とれたと学者を指し、原則達付しません。 (注4) 「一般時代とれたと今年後は、原則達付しません。 一条高等学校附属中学校入学者選抜入学考查料納付証明書年度 入学顧書貼付用) **纳付款投会勘准關一覽** 氏 名 \* 納期限: 年月日 入学考查料 連絡先 ─ ※ ── ハサミで切る ── ※ -一条高等学校附属中学校入学者選抜入学考查料納入通知書・領収書 一条高等学校附属中学校入学者選抜入学考查料納入書 一条高等学校附属中学校入学者選抜入学考查料領収済通知書 様 様 様 \* 保護者氏名 保護者氏名 保護者氏名 様 様 様 円 円 円 年 月 日までに納めてください。 上記のとおり 年 月 日までに納めてください。 上記のとおり 年 月 日までに納めてください。 上記のとおり 奈良市長 上記のとおり領収しました。 上記のとおり収納しました。 上記のとおり収納しました。 奈良市会計管理者 奈良市会計管理者 奈良市会計管理者 (納入者用) (金融機関用) (奈良市保管)

#### (裏面)



附則

## 奈 良 市 公 報

号外第 12 号

(金曜日)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「一条高等学校授業料納入通知書(別記第2号様式)」の次に「又は口座振替の方法」を加える部分に限る。)は、令和4年4月1日から施行する

(令和3年10月19日掲示済)

#### 令和3年11月1日付け奈良市公報第59号

ページ	誤	正				
1~3	奈良市公報号外第24号に掲載	令和4年奈良市公報号外第12号に掲載				

#### 令和3年11月16日付け奈良市公報第60号

ページ	誤	正
1, 2	奈良市公報号外第24号に掲載	令和4年奈良市公報号外第12号に掲載